

第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 高齢者保健福祉施策に関する事業進捗状況評価表

資料2

基本目標1 生きがいのある充実した生活の支援

・高齢者が生きがいを持ち、健康の維持・増進と、介護予防の推進を図るため、それまで培った技能や技術を発揮し、社会のなかで役割を担いながら地域共生社会の一員として活躍ができる、健康長寿の社会づくりを目指します。

※ 「事業評価」の評価基準

- A… ほぼ事業内容を達成した。
- B… 改善、検討を要する点はあるが、事業内容をある程度達成した。
- C… 事業内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。
- D… 未実施

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
基本施策(1) 健康づくり・介護予防の一体的推進								
①	★さくら体操の推進	<p>新型コロナウイルス感染対策のため、管理会場の定員の見直しを行い密にならない形でいきます。また、医療・福祉の専門職が管理運営を行い、グループ支援や参加者評価等を通して、参加者の介護予防や自立支援を図ります。完全自主会場については新型コロナウイルス感染対策により、介護事業所等使用できない会場が多いため、身近な所で少人数実施できる体制を推進していきます。地域包括支援センターの職員が立ち上げ・継続支援を行うとともに、市内のリハビリテーション専門職が会場を巡回し、助言・指導を行い、参加者の介護予防を図ります。</p> <p>介護予防の取り組みが多様化しているため、他の介護予防施策と連動させながら介護予防を推進していきます。</p> <p><計画期間の目標> さくら体操の会場数 55会場 さくら体操の延参加者数 6,600人 新規介護予防リーダー養成者数 年間15人</p>	介護福祉課	<p>管理会場においては管理委託の通所介護事業所・地域包括支援センターと連携し、毎月1回ミニ講座を行うとともに、年に1回体力測定等を行います。また、完全自主会場については市内のリハビリテーション専門職の協力を得て、各会場を巡回し、介護予防に関する助言・相談等を行い、参加者の介護予防を図ります。介護予防ボランティア養成講座を開催し介護予防リーダーの育成、さくら体操各会場への配置を調整します。</p> <p>地域包括支援センターを中心に、身近な所で少人数実施できる完全自主会場（自主グループ）立ち上げ支援を行います。</p>	<p>管理会場は管理委託事業所のリハ職が巡回し、毎月ミニ講座を行い、参加者へ介護予防・フレイル予防のための普及啓発も行った。また、年に1回体力測定を実施し、個別に結果説明と助言を行い、参加者の介護予防を図った。完全自主会場については、市内のリハ職の協力を得て各会場を巡回し、介護予防に関する普及啓発と相談・助言を行った。</p> <p>また、完全自主グループが新たに立ち上がった。</p> <p>さくら体操会場数 48会場 さくら体操の延参加者数 6,255人 新規介護予防リーダー養成者数 14人</p>	B	<p>目標に向けて着実に推進できているが、達成したとはいえないため。</p>	<p>管理会場においては管理委託の通所介護事業所・地域包括支援センターと連携し、毎月1回ミニ講座を行うとともに、年に1回体力測定等を行います。また、完全自主会場については市内のリハビリテーション専門職の協力を得て、各会場を巡回し、介護予防に関する助言・相談等を行い、参加者の介護予防を図ります。</p> <p>介護予防ボランティア養成講座を開催し介護予防リーダーの育成、さくら体操各会場への配置を調整します。</p> <p>地域包括支援センターを中心に、身近な所で少人数実施できる完全自主会場（自主グループ）立ち上げ支援を行います。</p>
②	☆介護予防講座・教室等の実施	<p>高齢者が介護予防のための正しい知識を得て、自分に適した方法で主体的に介護予防・フレイル予防に取り組めるよう講座や教室を開催し多様な方法で介護予防を推進していきます。</p> <p>また、市内には住民が自主的に体操や趣味活動を通して介護予防等に取り組んでいる通いの場が多くあるため、広く情報提供等を行い支援します。</p>	介護福祉課	<p>高齢者が自分の状況を知り、主体的に介護予防に取り組めるよう介護予防講座（年3回）、介護予防教室を開催します。</p> <p>また、地域にある介護予防に関する資源等の情報を広く情報提供します。</p>	<p>介護予防講座は年3回開催 介護予防教室は、対面型としてシニア運動教室を年3クール（1クールは12回）開催 オンライン型としてオンライン介護予防教室を年2クール開催した。また、講座・教室参加者には、介護予防に関する資源等の情報提供を行った。</p> <p>介護予防講座参加者数 69人 シニア運動教室参加者数 90人 オンライン介護予防教室 31人</p>	A	<p>概ね予定どおり事業実施することができ、広く介護予防に関係する資源等の情報提供ができたため。</p>	<p>高齢者が介護予防・フレイル予防に関する正しい知識情報を知り、主体的に取り組めるよう介護予防講座を開催する。また、対面型の教室ニーズが多いことから、教室内容等を見直し実施していく。</p>

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
③	健康相談・指導の 継続 ※他計画再掲	健康保持・増進と疾病予防のために健康 や栄養、歯と口腔に関する相談を実施す るほか、健康づくり推進のための高齢者 の方を対象とした健康教室を開催し、健 康相談および指導の充実を図ります。	健康課	令和5年度同様に成人健康相談、栄 養個別相談、歯科健康教育・相談等 を実施するとともに、普及啓発に努 めます。 歯科健康相談のうち、「お口の乾燥 トラブル相談」については、回数を2 回から4回に増やし実施します。	市報への掲載、市のホーム ページ、チラシの配布等で周 知を図った。歯科健康相談の うち、「お口の乾燥トラブル 相談」については、回数を2回 から4回に増やし実施した。	A	概ね計画どおり実施するこ とができたため。	令和6年度同様に事業実施す るとともに、普及啓発に努め ます。
④	健康診査等の継続 ※他計画再掲	フレイル予防のために高齢者の健診の活 用やかかりつけ医との連携を行います。 また、寝たきり等へつながる生活習慣病 の早期発見のために引き続き特定健康診 査受診率の向上に努めます。 また、特定健康診査及び後期高齢者医療 健康診査の受診者、40歳以上の集団健 康診査の受診者等を対象に、フォロー健 診として検査項目を上乗せして実施しま す。	保険年金 課・健康課	【保険年金課】 (特定健康診査) 実施期間：令和6年6月1日～令和 6年12月31日 特定健康診査受診者に、フォロー健 診として検査項目を上乗せして実施 する。なお、今年度から、フォロー 健診で実施する胸部レントゲンを肺 がん検診と位置付けて実施します。	(特定健康診査) 実施期間：令和6年6月1日 ～令和6年12月31日 特定健康診査対象者：15,274人 特定健康診査受診者：6,875人 受診率(速報値)：45.01% (後期高齢者医療健康診査) 実施期間：令和6年9月15日～ 令和7年1月31日 受診券発行枚数：14,229枚 受診者数：7,743人 受診率：54.4%(小数点以下 第二位四捨五入)	B	(特定健康診査) 特定健康診査の受診率は、都 及び全国と比較し高い傾向で あるが、国の目標値(6 0%)には達していない。引 き続き、受診勧奨等を行い、 通知内容も精査していく。 (後期高齢者医療健康診査) 後期高齢者医療健康診査の受 診率は、昨年度と同様に都内 自治体中、高位であることか ら、概ね達成したと思われ る。	(特定健康診査) 実施期間：令和7年6月1日 ～令和7年12月31日 特定健康診査受診者に、フォ ロー健診として検査項目を上 乗せして実施する。 (後期高齢者医療健康診査) 実施期間：令和7年9月15 日～令和8年1月31日
			健康課	令和5年度同様に事業実施すると ともに、受診率の向上に努めます。 《令和5年度事業実績》 基本健診項目を上乗せして、生化学 検査、血液学検査、胸部レントゲン 検査、眼底検査等を実施した。	例年同様に、基本健診項目に 上乗せして、生化学検査、血 液学検査、胸部レントゲン検 査、眼底検査等を実施した。	A	概ね計画どおり実施するこ とができたため。	令和6年度同様に事業実施す るとともに、受診率の向上に 努めます。
⑤	感染症の予防の推 進	新型コロナウイルス感染症や肺炎、イン フルエンザの予防や重症化を防ぎ、高齢 者の方の健康を保持するため予防接種法 に基づくワクチン接種を推進します。	健康課	令和6年度は新型コロナウイルスワ クチン接種の定期接種化が予定され ているため、関係機関と調整し円滑 に実施します。	令和6年度は新型コロナウイ ルスワクチン接種の定期接種 を開始した。そのほか、肺炎 球菌・インフルエンザ等の予 防接種法に基づくワクチン接 種を実施した。	A	概ね計画どおり実施するこ とができたため。	令和7年4月から带状疱疹予 防接種の定期接種化が予定さ れており、関係機関と調整 し、円滑に実施します。
⑥	健康講演会の継続 ※他計画再掲	疾病予防・普及啓発を目的とし、高齢者 も含めた健康づくりの充実を図ります。	健康課	令和5年度同様に事業実施すると ともに、普及啓発に努めます。 《令和5年度事業実績》 市報への掲載、市のホームページ、 チラシの配布等で周知を図った。 健康講演会を11回実施した。	市報への掲載、市のホーム ページ、チラシの配布等で周 知を図った。 健康講演会を11回実施し た。	A	令和6年度の参加者は164人 であり、前年度と比較して32人 増加したため。(令和5年度： 132人)	令和6年度同様に事業実施す るとともに、普及啓発に努め ます。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑦	歯と口腔の健康の充実 ※他計画再掲	高齢者の方の「8020運動」等を推進し、20歳から80歳の5歳刻みの市民を対象に成人歯科健康診査を実施するとともに、70歳・75歳・80歳を対象とした高齢者口腔機能診査を実施することで、高齢者の口腔内の健康増進を図ります。また、かかりつけ歯科医の紹介を継続します。	健康課	高齢者の方の「8020運動」等を推進し、20歳から80歳の5歳刻みの市民を対象に成人歯科健康診査を実施します。また、歯科医院にかかっていない方には、かかりつけ歯科医の紹介を行います。 70歳・75歳・80歳を対象とした高齢者口腔機能診査を実施することで、高齢者の口腔機能等口腔内の健康増進を図ります。 市報、ホームページ、パンフレット等を活用して歯科保健の重要性の普及啓発に努めます。	令和5年同様、高齢者の方の「8020運動」等を推進し、20歳から80歳の5歳刻みの市民を対象に9月1日から11月30日までの期間に成人歯科健康診査を実施し、また、かかりつけ歯科医の紹介を行った。	B	成人歯科健康診査において、65歳以上の受診者数が43人減少したため。 R5年度=1,902人（うち、65歳以上 755人） R6年度=1,863人（うち、65歳以上 712人） 受診率の向上が課題。	高齢者の方の「8020運動」等を推進し、20歳から80歳の5歳刻みの市民を対象に成人歯科健康診査を実施します。また、歯科医院にかかっていない方には、かかりつけ歯科医の紹介を行います。 70歳・75歳・80歳を対象とした高齢者口腔機能診査を実施することで、高齢者の口腔機能等口腔内の健康増進を図ります。 市報、ホームページ、パンフレット等を活用して歯科保健の重要性の普及啓発に努めます。
⑧	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	訪問型・通所型いずれも現行相当と市基準によるサービスを提供しています。自立支援促進に向け、医療専門職が中心に関わり短期集中で実施するサービス（サービスC）の実施と同サービスを通して総合事業の見直しを検討します。また、地域包括支援センターと連携し、介護保険サービス外の資源等も積極的に活用した自立支援・重度化防止につながるケアマネジメントを推進します。	介護福祉課	医療専門職が中心に関わり短期集中で実施するサービス（サービスC）を年3回実施し、介護認定要支援者等の介護予防を推進するとともに、必要とする人がサービスを受けられるよう体制等の見直しを行います。また、サービスC利用者について地域ケア会議を実施し、多職種で検討し介護保険サービス以外の資源も活用した自立支援につながる意識の醸成を図ります。	短期集中予防サービスC事業を年3回実施し、21名利用した。また、サービスC利用者について地域ケア会議を実施し、事業終了後の生活について多職種で検討し、利用者の自立支援・重度化防止につながる事ができた。	B	概ね予定とおり事業実施することができたが、利用者への周知に課題が残るため。	令和6年度同様、年3回実施し、介護認定要支援者等の介護予防・自立支援を推進していく。また、利用対象者・関係者に事業の意義・効果等について周知し、適切な方が利用できるよう工夫していく。
⑨	★高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	後期高齢者を中心とした医療保険や介護保険のデータ等に基づき市の健康課題を分析し、健康課題を有する高齢者に対し医療専門職が関与する保健事業を実施します。 また、通いの場等でも健康課題に応じた内容の活動を理学療法士等の専門職を通じて行うことにより、保健事業と介護予防の一体的な実施を図ります。	保険年金課・介護福祉課・健康課	【保険年金課】 当該事業においては、当年度から健康状態不明者に対する指導等を実施する予定。	(低栄養防止) 実施期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日 勸奨対象者：214名 個別訪問：33名	A	令和6年度から個別健康相談を開始するに至ったため。なお、後期高齢者医療広域連合等との協議の上、健康状態不明者よりも低栄養防止に係る対策が効果的であったため、低栄養防止を行った。	(低栄養防止) 実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日 勸奨対象者：約200名 (身体的フレイル予防) 実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日 勸奨対象者：約200名
				【介護福祉課】 今年度の事業実施に向けて、保健師が事業の企画・調整を行うとともに、介護予防活動についても健康課題と連動した内容を加え、一体的に取り組める体制構築を図ります。	保健師が企画・調整として関係機関等と連携し、低栄養予防について実施した。また、通いの場等での健康教育も行った。	A	概ね予定とおり事業実施することができたため。	低栄養防止に加えて新たに身体的フレイルについての内容も追加し実施していく。また、さらなる事業の周知も行っていく。
				【健康課】 令和6年度も高齢者向けの健康教育の啓発として、65歳以上を対象に「いきいき健康教室」を年2回実施します。各回の定員を増やして実施する予定。	高齢者向けの健康教育の啓発として、65歳以上を対象に「いきいき健康教室」を年2回実施し、39名が参加した。	A	令和5年度の24名から参加人数は増加したため。	令和6年度同様に事業実施するとともに、参加者の増加に努めます。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
基本施策(2) 社会参加の促進								
⑩	包括連携協定締結 校等との連携による活動支援の継続	包括連携協定を締結している学校・企業と講座等連携が可能な事業等を実施していきます。	介護福祉課	地域の課題について、連携した事業等の実施が可能か調整していきます。	市内1学校法人（連携協定前）と介護者向け講座を3回開催した。	B	連携先の確保に向けて積極的にアプローチしていく必要があるため。	地域の課題について、連携した事業等の実施が可能か調整していきます。
⑪	★健康・スポーツ活動の支援の継続 ※他計画再掲	高齢者の健康増進及び生涯スポーツの推進に資することを目的として、高齢者がスポーツに親しむ機会を提供し、高齢者の親睦や社会参加、スポーツの普及・啓発を図ります。 <計画期間の目標> 大会参加者数 820人	生涯学習課	5月から7月に、15大会（開会式含む）の開催を予定しています。	大会期間令和6年5月5日～7月3日 大会数：14大会（開会式含む） 参加者数：596人（開会式含む）	B	目標値に達しなかったため。今後も適宜事業内容を見直し、中・高齢者の健康の維持・増進を図るため継続して実施する。	大会期間は、令和7年5月から7月とし、15大会（開会式含む）の開催を予定している。
⑫	文化学習事業の継続	各公民館において高齢者学級や各種講座を実施するとともに、自主グループの支援を行います。	公民館	高齢者学級（生きがい広場【本館】、けやき学級【貫井南分館】、シニアカレッジくりのみ【東分館】、みどり・朴の樹学級【緑分館】、はなみずき学級【貫井北分館】）、介護サポーター講座【貫井北分館】、認知症カフェ【貫井北分館】、認知症座談会【貫井北分館】を実施します。	高齢者学級（生きがい広場：16回延べ343人、けやき学級：16回延べ312人、シニアカレッジ・くりのみ：15回延べ288人、みどり・朴の樹学級：16回延べ308回、はなみずき学級：16回延べ382人） 介護サポーター講座：3回延べ16人 認知症カフェ：12回延べ218人 認知症座談会：12回延べ44人	A	講座数前年度比=100.0% 実施回数前年度比=99.4% 延べ参加者前年度比=116.0%	高齢者学級（生きがい広場、けやき学級、シニアカレッジくりのみ、みどり・朴の樹学級）、はなみずき学級） 介護サポーター講座 認知症カフェ 認知症座談会
⑬	敬老行事等の継続	老人福祉法の基本理念に沿うよう、高齢者の長寿をお祝いすると共に、楽しいひと時を過ごしていただくための、敬老行事を実施します。 また、99歳、100歳の方に対する高齢者記念品の贈呈を行います。	介護福祉課	（シニア元気フェスタ） ひとときの楽しい時間を過ごしてもらうため、小金井 宮地楽器ホールを会場として、シニア元気フェスタを開催します。 式典の他、演芸を実施予定。 午前午後の2部制、事前申込、抽選の方式で実施します。 (高齢者記念品) 99、100歳の高齢者に対し、長寿のお祝いとして、記念品を贈呈します。	（シニア元気フェスタ） 9/14に小金井 宮地楽器ホールを会場として実施。人気歌謡歌手等による演芸等を開催し好評を博し、長寿のお祝いに相応しい会となった。 来場者は953人。 (高齢者記念品) 99、100歳の高齢者に対し、長寿のお祝いとして、商品券を贈呈。 100歳の高齢者のうち1人に対し、市長による自宅訪問を実施した。	A	長年に渡り、社会に貢献した高齢者の長寿をお祝いする目的で事業を実施しており、高齢者から好評を博し、老人福祉増進に資する取組となっている。 また、介護福祉課の他、経済課及び消防署に協力をいただき各種事業のリーフレット等を配布しており、各種事業の案内など、市及び消防署の施策周知に対して一定の効果があつたものと考えている。	（シニア元気フェスタ） 小金井 宮地楽器ホールを会場として、シニア元気フェスタを開催する。 式典の他、演芸を実施予定。 午前午後の2部制、事前申込、抽選の方式で実施する。 (高齢者記念品) 99、100歳の高齢者に対し、長寿のお祝いとして、記念品を贈呈する。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑭	おとしより入浴事業の継続	高齢者の憩いの場の提供及び健康の保持を目的とし、浴場組合が実施する無料入浴事業に対し補助を行い、65歳以上の高齢者と小学生以下の児童を対象に無料入浴の日を設け、世代を越えた交流の場を作ります。	介護福祉課	年7回の無料入浴デーとして、菖蒲湯(5月)、薬湯(8月)、敬老湯(9月)、銭湯祭り(10月)、柚子湯(12月)、朝湯(1月)、レモン湯(2月)を実施し、事業に係る経費を補助します。	年7回の無料入浴事業を実施。高齢者と子ども及び高齢者間の交流促進の場を提供することができた。 (令和6年度実績) 無料入浴日数：7日 利用者数：高齢者592人、小学生以下123人 合計715人	A	多数の市民が訪れ、世代間交流を図ることができたため。	年7回の無料入浴デーとして、菖蒲湯(5月)、薬湯(8月)、敬老湯(9月)、銭湯祭り(10月)、柚子湯(12月)、朝湯(1月)、レモン湯(2月)を実施し、事業に係る経費を補助する。 また、広報を通じて事業の啓発に努め、利用の促進を図る。
⑮	高齢者いきいき活動事業の継続	高齢者いきいき活動推進員が中心となり、趣味、体操等、健康増進活動及びその他生きがい活動の講座を開催します。また、利用促進に向け、広報等の充実を図ります。	介護福祉課	趣味、体操等、健康増進活動及びその他生きがい活動の講座を開催します。委託先の社会福祉協議会と連携し、広報等の充実にも取り組みます。	(令和6年度実績) 講座(59回) 受講者数(286人) 募集人数(273人) 参加率105パーセント	A	受講内容の充実をはかり、高齢者の生きがいの活動の支援に努めたことにより、募集人数を上回る受講者にご参加いただくことができたため。	引き続き講座内容や講座規模を工夫しつつ、趣味、体操、健康増進活動、各種講座等の高齢者の生きがい活動を推進するため事業を実施する。委託先の社会福祉協議会と連携し、広報等の充実にも取り組む。
⑯	老人クラブ活動支援と活動場所の支援の継続	高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的に、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して補助金を交付し、活動を支援します。また、老人クラブや高齢者グループ等の定期的な地域活動及び健康増進を目的とする活動の会場として「高齢者いきいの部屋」の利用を支援します。	介護福祉課	老人クラブ及び老人クラブ連合会が行う、社会奉仕活動、健康を進める事業及び生きがいを高める活動等を支援するため、補助金を交付します。また、老人クラブや高齢者グループ等の定期的な地域活動及び健康増進を目的とする活動の会場として「高齢者いきいの部屋」を運営します。	(老人クラブ) 連合会補助金3,540,000円 老人クラブ(単位クラブ)補助金4,281,300円 (高齢者いきいの部屋) 市内老人クラブ8団体、その他26団体に活動会場の提供を行った。	A	事業を継続運営することによりある程度、高齢者の活躍の場の提供に寄与することができた。	引き続き老人クラブ及び老人クラブ連合会が行う、社会奉仕活動、健康を進める事業及び生きがいを高める活動等を支援するため、補助金を交付する。また、老人クラブや高齢者グループ等の定期的な地域活動及び健康増進を目的とする活動の会場として「高齢者いきいの部屋」を運営する。
⑰	高齢者(いきいき)農園の継続 ※他計画再掲	農地所有者の方の協力を得て、60歳以上で耕作地を持たない高齢者の方に対し、高齢者(いきいき)農園事業を継続しながら、野菜や草花等の栽培・収穫を通じて高齢者の方の健康促進と仲間づくりを図ります。	経済課	利用期間満了を迎えるため、2年に1度の利用者募集を実施する。 ・東町二丁目高齢者農園(60区画) ・中町二丁目高齢者農園(35区画)	農地所有者協力のもと、高齢者農園事業を継続実施。令和7年3月に前利用者の使用期間満了に伴い、新規利用者の募集を行った。 東町二丁目高齢者農園 60区画 中町二丁目高齢者農園 35区画	A	高齢者農園の利用希望者は多く、令和6年度は応募者が区画数を上回ったため抽選となった。このようなことから高齢者農園がコミュニティの形成と健康促進の役割を果たしていると評価できる。 東町二丁目高齢者農園 応募倍率1.38倍 中町二丁目高齢者農園 応募倍率2.97倍	農地所有者の協力のもと、引き続き事業を行っていく。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
18	★地域の居場所に対する支援の推進	生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、また、認知症カフェについては認知症地域支援推進員と協力しながら、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援します。立ち上げに対しては活用可能な場所や類似の居場所に関する情報提供等を、活動継続に対しては市内の居場所の情報をまとめた冊子と圏域ごとに情報を地図に落とし込んだマップを交互に作成するとともに、情報を市ホームページにも掲載し、また、市民向け事業等あらゆる機会を通じて地域の居場所の周知の充実に取り組みます。高齢者や関係者に周知を行うとともに居場所間の交流活動への活用を図ります。 <計画期間の目標> 市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 185か所	介護福祉課	第2層生活支援コーディネーターを中心に通いの場等の活動状況等の把握を行い、居場所(通いの場)の再開、活動継続に向け支援します。 「地域とつながる応援マップ」の周知や実際の活用等について意見を集め、より良い活用につながるよう検討します。	第2層生活支援コーディネーターを中心に、第2層協議体を開催し、通いの場の活動を継続できる方法等について、住民主体で決めていく支援を行った。 地域の通いの場の紹介を、お元気サミットにて、活動者から発表してもらい、周知に努めた。 地域の居場所をまとめた「地域とつながる応援マップ」を作成し、様々な機会を通じて周知を行った。 掲載居場所数 186か所	A	お元気サミットでの発表の場では100人を超える来場があり、満足度も高いアンケート結果であったため。 地域の居場所掲載数が186か所に更新されたため。	引き続き、第2層生活支援コーディネーターを中心に居場所の活動継続に向け支援していく。 「地域とつながる応援ブック」等を活用し、様々な機会を通じて、地域の居場所の周知を行っていく。
基本施策(3) 高齢者の就労支援								
19	★シルバー人材センターへの支援の継続	高齢者の就業の場の提供や、社会参加等を提供するシルバー人材センターに対し、設立目的が達成されるよう、継続的に補助金の交付を行います。 また、各種事業に係る広報を支援し、会員に対する就業の場を提供できるよう支援を行います。 <計画期間の目標> 東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱に定める公益目的事業費のランク格付A	介護福祉課	高齢者の就業の場の提供や、社会参加等を提供するシルバー人材センターに対し、設立目的が達成されるよう、継続的に補助金の交付を行います。 また、各種事業に係る広報を支援し、会員に対する就業の場を提供できるよう支援を行います。	補助金を交付することで、働く意欲を持った健康な高齢者について、能力や知識・経験を活かした就労の場を確保し、社会参加の促進を支援した。 令和6年度補助金決定額 50,906,000円	A	東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱に定める公益目的事業費のランク格付Aとなったため。 また、補助金の交付を行うことで、当該法人が安定して事業を運営できる環境を支援し、結果として、高齢者の就労の場確保と事業の拡充支援を図ることができた。	高齢者の就業の場の提供や、社会参加等を提供するシルバー人材センターに対し、設立目的が達成されるよう、継続的に補助金の交付を行うほか、会員増強の促進や就業率の向上を目指し、事業内容の広報支援を行う。
20	「こがねい仕事ネット」における就労支援の継続	市が運営する就労支援サイト「こがねい仕事ネット」において、就労等に関する情報提供やセミナー等の情報提供を積極的に行い、高齢者の方を含めた就労支援を行います。	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」に、高齢者向けの就労支援セミナーや就職面接会等、就労等に関する情報を掲載します。	高齢者向け就労支援セミナー掲載件数：26件 高齢者向け面接会掲載件数：21件	A	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」に各種セミナー、イベントの情報を掲載し、継続して高齢者向けの就労支援情報を周知することができた。	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」に、高齢者向けの就労支援セミナーや就職面接会等、就労等に関する情報を掲載する。

第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 高齢者保健福祉施策に関する事業進捗状況評価表

基本目標2 地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり

※ 「事業評価」の評価基準

・高齢者が住み慣れた地域のなかで、自立して安心して暮らしを続けることができるよう、介護保険以外の福祉サービスを含めて包括的に支援するとともに、認知症高齢者等への総合的な支援、在宅医療と介護との連携、相談体制の充実等を進めます。
 ・特に、認知症施策に関しては、今後も認知症高齢者の増加が見込まれる中で、認知症になっても

- A… ほぼ事業内容を達成した。
- B… 改善、検討を要する点はあるが、事業内容をある程度達成した。
- C… 事業内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。
- D… 未実施

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
基本施策(1) 在宅生活支援の充実								
①	介護保険サービスの利用支援の継続	介護サービスを利用できる方が、必要なサービスに対する情報提供・相談支援を充実します。引き続き、制度改正に則した介護保険パンフレットの配布やホームページでの周知等を行い、制度の理解を深めるための情報提供に努めます。また、利用者及び介護者のみならず、広く市民に対しても、介護保険制度を正しく理解していただくような情報提供に努めるとともに、地域において高齢者やその家族の方に対する総合的な相談・支援を行う窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。	介護福祉課	<給付担当> 市民や利用者に対して、介護保険の概要を記載した冊子や、市内の事業所一覧等を市の窓口や市内地域包括支援センターで配布するほか、市ホームページの充実を図ることで、介護保険サービスの利用について周知します。また、事業所に対して、適切に事業運営を継続するための情報提供や補助金交付を行います。 <包括支援係> 地域において高齢者やその家族の方に対する総合的な相談・支援を行う窓口である地域包括支援センターについて、SNSも活用した周知を図ります。	<給付担当> 介護保険制度について、各種冊子（介護保険パンフレット、介護保険改正点のお知らせ、介護保険サービスの正しい使い方）の発行や、ホームページの充実（事業所一覧の拡充等）により、更なる周知を図った。また、事業所に対して、物価高騰対策に係る補助金の交付を実施した。 <包括支援係> 市報にて、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの周知を行った。また、各地域包括支援センターが公式LINEを活用し、情報提供を行った。	A	<給付担当> 制度周知や補助金交付の取組により、市民及び事業所の利用支援を実施できたため。 <包括支援係> 様々な機会を活用し、地域包括支援センターの周知を行うことができたため。	<給付担当> 市民や利用者に対して、介護保険の概要を記載した冊子や、市内の事業所一覧等を市の窓口や市内地域包括支援センターで配布するほか、市ホームページの充実を図ることで、介護保険サービスの利用について周知します。 <包括支援係> 地域において高齢者やその家族の方に対する総合的な相談・支援を行う窓口である地域包括支援センターについて、SNSも活用した周知を図ります。
②	★生活支援に資する高齢者福祉サービスの継続	おむつ給付、寝具乾燥、配食及び日常生活用具の給付並びに大掃除等の生活援助の各種生活支援に関する事業を実施します。 特にニーズの高い配食に関しては、多様なメニューや介護食への対応等、より安定した事業運営が図れる方法へ移行します。 <計画期間の目標> 民間配食事業者への委託 令和8年度実施	介護福祉課	おむつ給付、寝具乾燥、配食及び日常生活用具の給付並びに大掃除等の生活援助の各種生活支援に関する事業を実施します。 配食に関しては、多様なメニューや介護食への対応等、より安定した事業運営が図れる方法の検討を行います。	おむつ登録者数：50件 寝具乾燥登録者数：117件 日常生活用具給付：33件 大掃除等：43件 配食に関しては、多様なメニューや介護食への対応等、より安定した事業運営を図るべく、民間配食事業者への委託を導入するべく、制度設計等の準備を行った。	A	在宅支援に関する必要なサービスの提供に努めており、必要な方々に給付ができていると考えている。 また、民間配食事業者への委託については、令和8年度からの実施に向けての必要な準備を着実に進めている。	おむつ給付、寝具乾燥、配食及び日常生活用具の給付並びに大掃除等の生活援助の各種生活支援に関する事業を実施します。 配食に関しては、既存の配食サービスに加えて、民間配食事業者への委託を試験的に実施するとともに、既存配食サービス利用者の新サービスへの移行準備を行います。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
③	高齢者等の移動・移送手段の確保の継続 ※他計画再掲	主に鉄道駅及び路線バスのバス停から一定距離がある公共交通不便地域においてC o C oバスを運行し、高齢者の方の通院等の際の移動を支援します。また、福祉有償運送等の移送サービスを実施しているN P O法人等の支援をします。	交通対策課・自立生活支援課	【交通対策課】 市内の公共交通のあり方を示すため、令和7年3月の地域公共交通計画策定に向け計画的に実施します。 C o C oバスの運行状況について定期的な評価を行い持続可能な運行を目指すため、令和6～7年度にかけて基準を検討します。	地域公共交通計画について、協議会を4回、地域懇談会を2回及びオープンハウスを1回開催し、パブリックコメントを経て3月に策定した。 C o C oバスだよりを5回(5号～9号)発行しC o C oバスや路線バスの利用促進に努めた。 再編後のC o C oバスの運行状況等を随時協議会に報告した。	A	計画策定について予定通りに取り組めた。 高齢者にも分かりやすいよう、C o C oバスだよりを年度内に5回発行。車内や回数券販売店等で配布した。 C o C oバス再編後の利用者数や運賃収入の動向について分析したが、65歳以上の高齢者割引については高齢者専用回数券の利用が多く見られ、問合せもほとんどなく、制度の周知は行き渡っていると思われる。	地域公共交通計画(令和7年度～令和14年度)の着実な推進に努める。 また、全国的に深刻となっている運転士不足を理由とした交通ネットワーク再編事業について、令和6年度末から取り組んでおり、引き続き検討を重ねて市内の路線バス・C o C oバスの適切な運用及び効率化を図る。
				【自立生活支援課】 引き続き、多摩地域福祉有償運送運営協議会へ加盟することによって他市における福祉有償運送の情報を市内事業所へ提供すると共に補助金を交付し、運営を支援します。	多摩地域福祉有償運送運営協議会に加盟するとともに、補助金を交付し、運営を支援した。	A	予定どおり実施できたため。	引き続き、多摩地域福祉有償運送運営協議会へ加盟することによって他市における福祉有償運送の情報を市内事業所へ提供し、運営を支援します。
④	★地域包括支援センターの機能強化(充実)	地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に提供できる体制の構築のため関係機関と連携して関連事業を推進します。 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、生活に関する身近な相談先として地域包括支援センターの更なる周知を行います。 事業の評価については、国が実施するセンターの事業評価を通じた機能強化に関する調査結果を活用します。事業評価の向上に向け、適宜センター管理者と打ち合わせを行い、全体の機能強化を図れるよう事業計画の策定等を行います。 <計画期間の目標> (1)地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査結果 事業評価結果の向上(前年度比) (2)地域包括支援センター認知度 65.0%	介護福祉課	市と地域包括支援センターの管理者で2か月に1度打合せを行い、各地域包括支援センターで課題となっていることすり合わせや情報共有により業務調整等を図り、センターの業務負担軽減となるよう努めます。また、センターの適切な運営のため人員増加等の措置について必要な支援を行います。 市報・ホームページ・公式L I N E・介護福祉課で開催する教室講座等を通じて、引き続き高齢者の身近な相談先として地域包括支援センターの周知を行います。	地域包括支援センター人員増に向けた支援を行った。 市と地域包括支援センターの管理者が定期的に打ち合わせを行い、課題となっていることすり合わせや情報共有により業務調整を図り、センターの業務負担軽減となるよう努めた。 また、介護福祉課で開催する講座をはじめ、様々な機会を通じて地域包括支援センターの周知を行った。	B	地域包括支援センターの事業評価結果が向上しており、概ね予定どおり実施できたため。 地域包括支援センターの適切な運営と業務負担軽減に委向けて、引き続き支援を行っていく必要がある。	引き続き市と地域包括支援センターの管理者で定期的に打ち合わせを行い、業務調整を図り、機能強化を図れるよう努める。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑤	自立支援住宅改修給付及び相談事業の継続	住宅改修について、介護保険の住宅改修事業と自立支援住宅改修給付事業（介護保険外）の連携を図り、在宅高齢者の住宅環境の整備を支援します。 住宅改修を実施する者及び業者に対する適切な情報提供を行うことで、使いやすいつい制度となるよう、広報、ホームページの改善を行います。 また、適切な住宅改修ができるよう、一級建築士等が訪問や面接等により、住宅改修の相談・助言を行います。	介護福祉課	自立支援住宅改修給付事業及び住宅改修相談事業を実施します。 自立支援住宅改修給付事業については、住宅改修を実施する者及び業者に対する適切な情報提供の方法について検討し、ホームページの改善を行います。 住宅改修相談事業については、実施地以外の圏域に属する地域包括支援センターへの出張相談を実施するなど、利便性の向上に努めます。	(自立支援住宅改修給付事業) 合計13件（予防給付：手すり取付け4件、設備給付：浴槽の取替え8件、流し・洗面台の取替え1件） (住宅改修相談事業) 実施地以外の圏域に属する地域包括支援センターへ出張相談を実施し、利便性の向上に努めた。	A	高齢者福祉のしおり等をはじめとした各媒体での周知を行った他、ホームページ掲載内容の見直しを行った。当該事業の他に、介護保険の住宅改修制度を単独または併用して利用する方も大勢おり、必要な方々に給付ができていていると考えている。	引き続き自立支援住宅改修給付事業及び住宅改修相談事業を実施する。自立支援住宅改修給付事業については、住宅改修を実施する者及び業者に対する適切な情報提供のため、普及啓発に努める。
⑥	家具転倒防止器具等取付の継続	65歳以上のひとり暮らし高齢者の方または高齢者の方のみの世帯の家屋に、家具転倒防止器具を取り付け、災害時の防災・減災対策を支援します。	介護福祉課	65歳以上のひとり暮らし高齢者の方または高齢者の方のみの世帯に対して、家具転倒防止器具取付事業を実施します。広報の一環として、各種イベント等においてチラシを配布するなど、普及啓発に努めます。	家具転倒防止器具取付件数17件	A	令和6年度は、地震に対する備えを講ずる高齢者世帯が多く、家具転倒防止器具の取り付け希望が増加したため、昨年度と比較すると増加の取り付け状況になっている。	引き続き65歳以上のひとり暮らし高齢者の方または高齢者の方のみの世帯に対して、家具転倒防止器具取付事業を実施する。また、広報の一環として、各種イベント等においてチラシを配布するなど、普及啓発に努める。
⑦	☆補聴器購入費助成事業の実施	聴力機能の低下に伴い周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが難しい高齢者に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を促すことを支援します。	介護福祉課	加齢性中等度難聴高齢者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。	補聴器助成件数：67件	A	補聴器の購入に要する費用への助成により、聴力低下に伴い周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが難しい高齢者に対する支援を実施した。	加齢性中等度難聴高齢者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。
⑧	☆高齢者訪問美容・美容事業の実施	身体的状況により、自身で美容院・美容店に向くことが難しい高齢者に対して、自宅で調髪を行う事業を実施します。	介護福祉課	市の総合的な判断により、令和6年度の予算化（事業の実施）は見送ることとなった。引き続き、他市実施状況等を参考に、実施に向けた調査・検討を進めていきます。	未実施である。	D	未実施のため	市の総合的な判断により、令和7年度の予算化（事業の実施）は見送ることとなった。引き続き、他市実施状況等を参考に、実施に向けた調査・検討を進めていく。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑨	高齢者住宅の管理・運営及び公営住宅等の情報提供の継続 ※他計画再掲	現在、借り上げを行っている高齢者住宅については、引き続き適切な管理・運営を行うとともに、借り上げ期間が満了する高齢者住宅については、入居者が困窮しないよう住宅の確保に努めます。また、都営住宅等の情報を適切に提供していきます。	まちづくり推進課	現在、借り上げを行っている高齢者住宅について、引き続き適切な管理・運営を行うとともに、借り上げ期間が満了する高齢者住宅については、入居者の方が困窮しないように住宅の確保に努めます。	・民間住宅、UR住宅を借上げ、5箇所146戸を管理 ・グリーントウン、ほかの高齢者住宅の管理人による安否確認等を実施 ・住宅設備として、冷房、暖房便座、手すりの設置	A	管理人、委託事業者による安否確認を継続して行う等、適正な管理・運営を実施している。	現在、借り上げを行っている高齢者住宅について、引き続き適切な管理・運営を行うとともに、借り上げ期間が満了する高齢者住宅については、入居者の方が困窮しないように住宅の確保に努める。
⑩	高齢者の新たな住まいと住まい方(継続)	高齢社会の進展と併せ、ニーズが高まる高齢者の方の新たな住まいと住まい方について、サービス付き高齢者向け住宅等も含めて検討を進めます。また、介護保険を適用できる居住系・宿泊系サービスのうち、地域密着型サービスについて更なる制度周知や空き状況の公表等の取り組みを進めます。	まちづくり推進課・介護福祉課	【まちづくり推進課】 都のサービス付き高齢者向け住宅整備事業において、依頼に応じて、市基準との照合を行います。	都のサービス付き高齢者住宅の市区町村関与手続きの依頼はなし。 ただし、令和4年度において行った関与手続きにより、令和6年4月にサービス付き高齢者向け住宅が開設された。	A	令和6年度における都のサービス付き高齢者向け住宅整備事業の市区町村関与手続きの依頼はなかったものの、令和4年度に実施したことで令和6年度新規開設にいたった。 また、サービス付き高齢者住宅の国・都の補助に関する基準を整備し、ホームページで周知している。	都のサービス付き高齢者向け住宅整備事業において、市区町村関与手続きを行う。
				【介護福祉課】 令和6年4月にサービス付き高齢者向け住宅を開設するとともに、引き続き居住系・宿泊系の地域密着型サービスの空き状況を公表して利用を促進します。	令和6年4月にサービス付き高齢者向け住宅を開設した。 また、介護保険の案内冊子やホームページを活用し、居住系・宿泊系の地域密着型サービスについて空き状況を含めた制度周知を実施した。	A	サービス付き高齢者向け住宅を新規開設したほか、一定の制度周知を実施できたため。	居住系・宿泊系サービスについて、地域密着型サービスの空き状況を公表するほか、介護保険の案内冊子やホームページを活用して周知し、利用を促進します。
⑪	☆市民ニーズを踏まえた地域密着型サービス事業所整備の実施	夜間の介護サービスや24時間365日の在宅生活の支援を充実することで、自宅での生活を継続しながら安心して介護が受けられるよう、地域密着型サービス事業所(夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等)を検討・整備します。	介護福祉課	令和6年5月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(夜間も含めた24時間対応の訪問介護・訪問看護)を開設するとともに、運営法人やケアマネジャーと連携して利用者の円滑な利用を促進します。	令和6年5月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設した。開設後はケアマネジャーへ周知したほか、冊子(介護保険サービスの正しい使い方)においてサービスの概要を掲載し、市民への周知を行った。	A	計画どおり開設に至ったほか、開設後においても特設問もなく運営できていることを確認している。 また、一定の制度周知を実施できたため。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(夜間も含めた24時間対応の訪問介護・訪問看護)について、運営法人やケアマネジャーと連携して利用者の円滑な利用を促進します。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑫	介護者の負担軽減の推進	高齢者や認知症の方を介護する家族の方を対象に、相談、介護教室、交流会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。交流会等については、性別・年代を問わず参加できるようなテーマ設定を図るなど、幅広く参加を促せるよう努めます。認知症の方と家族の方に対しては希望する在宅生活を継続できるよう、一体的支援事業を実施します。また、緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。	介護福祉課	高齢者を介護するご家族の方を対象に、在宅における介護の知識、介護技術等の向上に資する内容の教室を4回実施します。介護者同士で情報交換ができる場を提供し、介護者が孤立することなく住み慣れた地域で介護が続けられるよう家族介護継続支援事業を3事業所に委託し実施します。また、介護者が急病、事故、災害又は葬儀等の社会的理由により、その家庭において当該高齢者を介護できないため、特別養護老人ホーム等に緊急かつ一時的に入所させる事業を実施します。	介護に関する相談を随時地域包括支援センター及び包括支援係で受け付けた。また、要介護高齢者を介護する家族等を対象に、家族介護教室を4回開催し、25人が参加した。また、認知症高齢者を介護する家族の方を対象に、家族介護継続教室を23回開催し、延べ129人が参加した。介護者等の都合により特別短期生活介護事業（緊急ショートステイ）が必要な方について、地域の介護支援専門員等からの相談により、利用の調整等を行った。利用20件	B	定期的な周知活動に加え、更なる参加促進について取組を検討する。 特別短期生活介護事業については概ね緊急性のある相談に対して速やかな対応と、適切な施設への案内を行うことができたため。	高齢者を介護するご家族の方を対象に、在宅における介護の知識、介護技術等の向上に資する内容の教室を4回実施します。介護者同士で情報交換ができる場を提供し、介護者が孤立することなく住み慣れた地域で介護が続けられるよう家族介護継続支援事業を事業所に委託し実施します。 引き続き緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護する事業を継続するとともに、必要とする方が利用できるよう、介護支援専門員等と事業について共有を行う。また、近年事業利用についての相談が増えているため、受け入れ施設の増加についても調整を行っていく。
基本施策(2) 認知症施策の更なる推進								
⑬	★認知症の理解促進（推進）	認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、市民向けの認知症講座の実施や、小中学生への認知症サポーター養成講座である「キッズ認サポ」等を通じて多世代へ認知症に関する普及啓発を図ります。また、既存の催し等を活用した、認知症の理解促進に係る講演会等による普及啓発も行います。併せて、若年性認知症の方やその家族の方を支援するため、理解促進に努めるとともに、相談窓口等の広報を実施します。	介護福祉課	小中学生への認知症サポーター養成講座である「キッズ認サポ」等を通じて多世代へ認知症に関する普及啓発を実施します。また、市民だけではなく市内企業等の従業員に対しても講座を実施します。また、ステップアップ講座を1回以上開催するとともに、受講後の受講者活用に向けた検討を行います。若年性認知症の相談窓口の広報を市ホームページ等にて行います。	認知症サポーター養成講座は、市内小中学校への講座を継続実施できた。累計養成者数 10,112人 全受講者824人（小学校4校493人、中学校1校141人、企業13人、その他（一般市民等）177人） また、ステップアップ講座を開催し、22人が受講、チームオレンジへの参加を促した。	A	認知症サポーターの累計養成者数は達成している。引き続き高齢者の介護を担う世代へ向けての周知を図る。	令和7年度においても同様に各包括支援センター等の運営により小中学生を含む若年層などあるゆる年齢階層に対して認知症の理解度の向上に資する研修会を実施します。また、関係機関との連携をより深め、若年層等への幅広い周知及び講座を実施します。
⑭	認知症の相談・支援体制の充実	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援、認知症の方やその家族の方を支援する相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うため、認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。	介護福祉課	認知症検診の受診票にケアパスを同封するとともに、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、市と推進員とで月に1回認知症関連事業に関する協議を行います。	各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と月に1回認知症関連事業に関する協議を行った。また、認知症検診の受診票にケアパスを同封し、窓口を含め認知症に関する普及啓発を図った。	B	更なる支援体制の充実と認知症ケアの向上を目指すため。	認知症検診の受診票にケアパスを同封するとともに、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、市と推進員とで月に1回認知症関連事業に関する協議を行います。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
15	認知症連携会議の継続	医療・介護関係者による事例検討、研修等の機会を設け、認知症ケアの向上を図ります。	介護福祉課	事例検討等を交えた多職種の連携強化を図る研修等を実施します。	医師会と連携し、事例検討等を交えた多職種の連携強化を図る認知症連携会議を実施し、30人が参加した。	B	認知症連携会議を実施し、認知症初期集中支援事業や多職種連携に関する事例検討を行った。	事例検討等を交えた多職種の連携強化を図る研修等を実施します。
16	認知症の早期診断・早期対応の充実	認知症が疑われるものの、医療・介護等の安定的な支援を受けていない方に対し、認知症サポート医が含まれることを特徴としたチームで訪問を行う認知症初期集中支援事業を実施します。本人や家族等が気軽に早期発見等につなげられるように、パソコン等から簡単に認知症のチェックを行える「認知症チェックサイト」の普及啓発を図ります。	介護福祉課	認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、MCIを含めた早期発見・早期対応を図るため、認知症検診事業を実施します。認知症が疑われるものの医療につながらない方へ医師等を派遣する認知症初期集中支援事業を実施します。また、今年度から都事業として、地域包括支援センターと連携して活動ができる認知症サポート医を「オレンジドクター」と認定し周知する事業が始まったため、オレンジドクターとの連携を通じて、認知症対応力の向上を図ります。さらに、市ホームページ等に「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」、「認知症簡易チェックサイト」を掲載し、普及啓発を図ります。	認知症が疑われるものの医療等の支援を受けていない市民3人に対し、専門職によるチームで訪問し、支援を行った。また、認知症検診事業を実施し、市ホームページにて認知症簡易チェックサイトについて掲載し認知症の早期発見、普及啓発に努めた。	B	初期集中支援事業及び認知症検診事業を実施することで医療・介護サービスにつながることができた。認知症検診事業は、対象者11,557人に対し、受診者は27人であった。市ホームページの認知症簡易チェックサイトについては、13,108件のアクセスがあり、昨年度より大幅に増加した。東京都認定のオレンジドクターとの連携は今年度については実績はなかったが必要に応じ支援チームが円滑に支援が行えるよう連携を図ることとする。	認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、MCIを含めた早期発見・早期対応を図るため、認知症検診事業を実施する。今年度から50代60代の対象を拡大し実施する。認知症が疑われるものの医療につながらない方へ医師等を派遣する認知症初期集中支援事業を引き続き実施する。また、昨年度から都事業として、地域包括支援センターと連携して活動ができる認知症サポート医を「オレンジドクター」と認定し周知する事業が始まったため、オレンジドクターとの連携を通じて、認知症対応力の向上を図る。さらに、市ホームページ等に「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」、「認知症簡易チェックサイト」を掲載し、普及啓発を図る。
17	☆チームオレンジの整備（実施）	認知症サポーター等の支援者と認知症の人やその家族も参加し、生活面の早期からの支援を行う「チームオレンジ」設置に向けて、認知症カフェやイベント等の実施を通じて整備を図ります。	介護福祉課	令和6年度に新設する認知症カフェをチームオレンジとして整備し、令和7年度にはすべての各圏域に設置できるよう準備を進めます。	本町けやきの杜にて試行実施し、毎回ボランティアを中心として創意工夫された企画運営により実施した	B	令和7年度の設置に向けて、整備を行えたため。	市内各所で認知症カフェを開催し順次チームオレンジとして位置づけ事業の安定的運営を目指す。
18	★地域の居場所づくり（認知症カフェ等）の充実	市内関係機関と連携を図り、認知症カフェ等の新設の検討や継続支援等を通じて、認知症の方と家族の方の居場所づくりを行います。 <計画期間の目標> 認知症カフェ等の開催場所数 11か所	介護福祉課	各圏域において認知症カフェを開催するとともに、市ホームページ等において、市内認知症カフェについての周知を行います。	各圏域において、地域包括支援センターが主体となって適切に認知症カフェを運営するとともに、市ホームページ等において周知を図った。 認知症カフェ等の開催場所数 10か所	B	目標数には達していないが、令和6年度中に新規の認知症カフェを開設したため。	各包括支援センターの圏域において実施されており、概ね安定的に運営されていることから、さらに増設に向けて検討を行う。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑱	やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援活動）の充実	軽度の認知症状が見られるおおむね65歳以上の方等に対し、認知症についての研修を受けたボランティア（やすらぎ支援員）が自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	介護福祉課	軽度の認知症状が見られる高齢者に対し、ボランティアが自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	やすらぎ支援員による訪問と併せて、事務局からの電話による傾聴等を実施した。訪問回数48回（電話を含む。） また支援員の交流会を実施し、本事業の意義説明や情報交換を行った。	B	軽度認知症状のある対象者に対して介護保険サービスとの連携により訪問傾聴、電話傾聴の支援を実施した。	軽度の認知症状が見られる高齢者に対し、ボランティアが自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図る。
⑳	徘徊高齢者の探索事業の継続	認知症の方の身元不明等の事故を防止するとともに、その家族等の精神的負担の軽減を図るため、位置情報が検知できる発信機の貸与等を実施します。また、靴にGPS発信機を入れて利用できる専用の靴も引き続き対応します。さらに、市内商店会と連携し、行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発等に努め、地域における探索協力体制の強化を図ります。	介護福祉課	徘徊高齢者家族支援サービスを実施し、徘徊がある高齢者を介護する家族に対し、位置情報が検知できるGPS発信器を貸与します。 行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発、認知症高齢者の探索模擬訓練を継続的に実施します。	徘徊探索機器の貸与：10件 見守りシール利用者数：20人 探索模擬訓練：年3回	A	徘徊する高齢者を介護する家族のニーズに応え、徘徊探索機器の貸与に努めることができた。 見守りシール事業も、着実にアプリダウンロード者数が増えており、普及啓発が進んでいる。	徘徊高齢者家族支援サービスを実施し、徘徊がある高齢者を介護する家族に対し、位置情報が検知できるGPS発信器を貸与する。 行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発、認知症高齢者の探索模擬訓練を継続的に実施する。
2-⑫	介護者の負担軽減の推進 ※本計画再掲	高齢者や認知症の方を介護する家族の方を対象に、相談、介護教室、交流会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。交流会等については、性別・年代を問わず参加できるようなテーマ設定を図るなど、幅広く参加を促せるよう努めます。 認知症の方と家族の方に対しては希望する在宅生活を継続できるよう、一体的支援事業を実施します。 また、緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。		高齢者を介護するご家族の方を対象に、在宅における介護の知識、介護技術等の向上に資する内容の教室を4回実施します。 介護者同士で情報交換ができる場を提供し、介護者が孤立することなく住み慣れた地域で介護が続けられるよう家族介護継続支援事業を3事業所に委託し実施します。 また、介護者が急病、事故、災害又は葬儀等の社会的理由により、その家庭において当該高齢者を介護できないため、特別養護老人ホーム等に緊急かつ一時的に入所させる事業を実施します。	介護に関する相談を随時地域包括支援センター及び包括支援係で受け付けた。また、要介護高齢者を介護する家族等を対象に、家族介護教室を4回開催し、25人が参加した。 また、認知症高齢者を介護する家族の方を対象に、家族介護継続教室を23回開催し、延べ129人が参加した。 介護者等の都合により特別短期生活介護事業（緊急ショートステイ）が必要な方について、地域の介護支援専門員等からの相談により、利用20件	B	定期的な周知活動に加え、更なる参加促進について取組を検討する。 特別短期生活介護事業については概ね緊急性のある相談に対して速やかな対応と、適切な施設への案内を行うことができたため。	高齢者を介護するご家族の方を対象に、在宅における介護の知識、介護技術等の向上に資する内容の教室を4回実施します。 介護者同士で情報交換ができる場を提供し、介護者が孤立することなく住み慣れた地域で介護が続けられるよう家族介護継続支援事業を事業所に委託し実施します。 引き続き緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護する事業を継続するとともに、必要とする方が利用できるよう、介護支援専門員等と事業について共有を行う。また、近年事業利用についての相談が増えているため、受け入れ施設の増加についても調整を行っていく。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
基本施策(3) 在宅医療と介護の連携の推進								
⑲	医療資源マップの充実	医療資源を調査し、医療資源マップとしてまとめ、情報を必要とする市民や、関係機関に配布し普及啓発を図ります。	介護福祉課	同マップの配布・周知に努めます。	令和5年度に医療資源マップを改訂し、引き続き、関係機関及び公共施設等に配下し、配布に努めた。	B	引き続き配布等周知を行う必要があるため。	同マップの配布・周知に努める。
⑳	在宅医療・介護連携支援室の充実	医療・介護関係者を対象とした在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置・運営するとともに、多職種が参加する研修等を実施することにより、連携の促進を図ります。	介護福祉課	在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置・運営するとともに、在宅医療・介護連携に関する研修等を3回、関係機関の情報共有に関する研修を1回開催します。	在宅医療・介護連携に関する相談を日常的に受け付けるとともに、在宅医療・介護連携に関する研修等を6回、関係機関の情報共有に関する研修を2回実施した。	B	医療と介護に関わる関係機関の連携構築、研修や情報共有等、顔の見える関係づくりができた。更に広く連携や情報共有をしていくとともに市民に対しても在宅医療についての周知を行っていく必要がある。	引き続き、在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置・運営するとともに、在宅医療・介護連携に関する研修等及び関係機関の情報共有に関する研修を開催します。
㉑	☆在宅医療・介護連携推進に関する検討の実施	在宅医療・介護連携推進会議や、同会議に設置された4部会(※)において、部会に応じた課題の検討や、多職種連携研修等の企画・実施等を通じて、在宅医療・介護連携を推進します。 ※日常療養・多職種連携研修部会、入院支援部会、急変時対応・看取り支援部会、ICT連携部会	介護福祉課	医療・介護関係者で構成する在宅医療・介護連携推進会議と4部会において、課題や解決策等の検討を行い、医療・介護連携を推進する。	連携会議、各部会で活発な議論を行いそれぞれの部会において課題の共有、在宅療養に関するリーフレット及び入院支援のフロー図等を作成した。	A	各部会においての課題の共有や検討を行い、これを受けて推進会議(全体会)で課題解決の方向性を決定できた。	今年度も引き続き課題があるため各部会を中心に協議、意見交換を実施する。
㉒	在宅医療・介護連携に関する普及啓発の充実	在宅医療・介護連携に関する講演会、在宅療養に関するリーフレットの配布等を実施し、市民に対する普及啓発を行います。	介護福祉課	講演会や在宅療養に関するリーフレット等を活用し、在宅医療・介護連携について普及啓発を行います。	在宅療養に関するリーフレットの配布に努めた。 また、お元気サミットで在宅療養に係る講座を開催し、45人が参加。好評を得ることができた。 アンケートによる講座満足度100%	B	リーフレットについては配布を行うとともに、お元気サミットでの講演、医療・介護従事者研修でも使用し、配布と啓発を行った。	引き続き、講演会や在宅療養に関するリーフレット等を活用し、在宅医療・介護連携について普及啓発を行います。
㉓	★ACP(人生会議)等の普及啓発の充実	在宅医療・介護連携においてACPに係る研修等を実施し、関係者間での理解促進に努めます。 また、市民向けにも在宅での看取りの周知等を通じて、既存の催し等を活用したACPの普及啓発を図ります。 <計画期間の目標> 関係者・市民向け講演会等回数 3回	介護福祉課	医療・介護関係者に対し、看取り等を通じたACPにかかる研修を実施する。 また、地域のイベント等に専門職を派遣し、看取りに関するパンフレットを活用しながらの講演を行い、市民に対する普及啓発を図ります。	医療・介護従事者向けに看取り講演会(2回)を開催し、延べ99人が参加した。 また、在宅療養パンフレットを作成の上、配布するとともにお元気サミットにおいて講演会を行った。 また、市民向けの普及啓発講座を5回実施し、延べ57人が参加した。	B	目標回数は達成したものの、引き続きACPにかかる普及啓発の必要があるため。	医療・介護関係者に対し、看取り等を通じたACPにかかる研修を実施する。 また、地域のイベント等に専門職を派遣し、看取りに関するパンフレットを活用しながらの講演を行い、市民に対する普及啓発を図ります。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
基本施策(4) 生活支援体制整備の推進								
26	★地域課題検討の協議の充実	第1、2層生活支援協議体をそれぞれ開催します。 圏域レベルの地域ケア会議を兼ねる第2層協議体では、圏域で生じている課題に対して、関係する地域住民や介護事業所、商店会等の地域の社会資源と第2層生活支援コーディネーターを中心とした検討を行います。 第1層協議体では、第2層協議体での検討内容等を整理し、市全体で取り組むべき課題の整理等を図ります。	介護福祉課	第2層協議体を積極的に行い、第2層協議体から出てきた課題を整理し、第1層協議体として新たな課題解決に取り組みます。 また、課題として上がっている「高齢者におこりうるお金に関するお困りごと」の啓発を継続しながら、新たな地域課題の解決に向けて、検討内容の整理や啓発をしていきます。	第2層生活支援協議体で新たな課題としてでた「孤立・孤独防止のための地域参加について」第1層生活支援協議体で検討し、地域参加のきっかけになるようお元気サミット等で通いの場の周知に努めた。継続課題であった「お金に関する困りごと」については、パンフレットによる普及啓発を行った。	A	概ね予定どおり事業実施できたため。	引き続き各圏域で第2層協議体を積極的に行い、第2層協議体から出てきた課題を整理し、第1層協議体として新たな課題解決に取り組む。
27	生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進	市及び各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが、個別相談や生活支援協議体を通じ、生活支援に関する担い手や居場所の不足などのニーズ、人材や活動可能場所などの地域資源の把握に努め、ニーズと地域資源のマッチングやネットワーク化を図ります。	介護福祉課	各包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと毎月の連絡会等で情報共有するとともに、第2層協議体から出てきた課題を整理し、必要な情報の見える化・地域資源の把握等を行います。	市と各地域包括支援センターに配置されている第2層生活支援コーディネーターで毎月連絡会を行い、地域資源の共有等を行った。	A	概ね予定どおり事業実施できたため。	引き続き市と各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターで連絡会を行い情報共有を行うとともに、必要な情報の見える等行っていく。
1-18	★地域の居場所に対する支援の推進 ※本計画再掲	生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、また、認知症カフェについては認知症地域支援推進員と協力しながら、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援します。立ち上げに対しては活用可能な場所や類似の居場所に関する情報提供等を、活動継続に対しては市内の居場所の情報をまとめた冊子と圏域ごとに情報を地図に落とし込んだマップを交互に作成するとともに、情報を市ホームページにも掲載し、また、市民向け事業等あらゆる機会を通じて地域の居場所の周知の充実に取り組めます。高齢者や関係者に周知を行うとともに居場所間の交流活動への活用を図ります。 <計画期間の目標> 市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 185か所	介護福祉課	第2層生活支援コーディネーターを中心に通いの場等の活動状況等の把握を行い、居場所(通いの場)の再開、活動継続に向け支援します。 「地域とつながる応援マップ」の周知や実際の活用等について意見を集め、より良い活用につながるよう検討します。	第2層生活支援コーディネーターを中心に、第2層協議体を開催し、通いの場の活動を継続できる方法等について、住民主体で決めていく支援を行った。 地域の通いの場の紹介を、お元気サミットにて、活動者から発表してもらい、周知に努めた。 地域の居場所をまとめた「地域とつながる応援マップ」を作成し、様々な機会を通じて周知を行った。 掲載居場所数 186か所	A	お元気サミットでの発表の場では100人を超える来場があり、満足度も高いアンケート結果であったため。 地域の居場所掲載数が186か所に更新されたため。	引き続き、第2層生活支援コーディネーターを中心に居場所の活動継続に向け支援していく。 「地域とつながる応援ブック」等を活用し、様々な機会を通じて、地域の居場所の周知を行っていく。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
基本施策(5) ケアラー（介護者）への支援の推進								
28	☆市内の横断的な連携体制の構築（実施）	ヤングケアラーや多世代・経済的な問題を抱える介護者への支援等、複合的な課題を抱える介護者支援のため、福祉総合相談窓口と地域包括支援センターの連携強化等、円滑な支援のための体制整備に努めます。	介護福祉課・地域福祉課	【介護福祉課】 高齢部門のみでの対応が困難な事例等については、福祉総合相談窓口との支援調整会議等を通じて連携し、支援体制を構築します。	高齢部門のみでの対応が困難な事例等について、子ども家庭センターや福祉総合相談窓口等関係する部署と連携し支援を行った。	A	概ね予定どおり事業実施できたため。	関係する機関等と積極的に連携し、適切な支援ができるよう努めていく。
				【地域福祉課】 地域包括支援センターを含め相談支援機関相互の連携を強化し、包括的な相談支援体制を構築するため、重層の支援体制整備事業の実施に向けた検討を進めます。	総合的な相談体制の構築に関する庁内検討委員会において重層の支援体制整備事業の本格実施に向けた検討を行い、令和7年3月に重層の支援体制整備事業実施計画を策定した。	A	令和7年3月に策定した重層の支援体制整備事業実施計画に基づき、令和7年度から事業の本格実施が決まったため。	支援関係機関の連携等により、複雑化・複合化した地域生活課題を抱える方やその世帯に対する適切な支援を行い、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を図る。
2-12	介護者の負担軽減の推進 ※本計画再掲	高齢者や認知症の方を介護する家族の方を対象に、相談、介護教室、交流会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。交流会等については、性別・年代を問わず参加できるようなテーマ設定を図るなど、幅広く参加を促せるよう努めます。認知症の方と家族の方に対しては希望する在宅生活を継続できるように、一体的支援事業を実施します。また、緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。	介護福祉課	高齢者を介護するご家族の方を対象に、在宅における介護の知識、介護技術等の向上に資する内容の教室を4回実施します。介護者同士で情報交換ができる場を提供し、介護者が孤立することなく住み慣れた地域で介護が続けられるよう家族介護継続支援事業を3事業所に委託し実施します。また、介護者が急病、事故、災害又は葬儀等の社会的理由により、その家庭において当該高齢者を介護できないため、特別養護老人ホーム等に緊急かつ一時的に入所させる事業を実施します。	介護に関する相談を随時地域包括支援センター及び包括支援係で受け付けた。また、要介護高齢者を介護する家族等を対象に、家族介護教室を4回開催し、25人が参加した。また、認知症高齢者を介護する家族の方を対象に、家族介護継続教室を23回開催し、延べ129人が参加した。介護者等の都合により特別短期生活介護事業（緊急ショートステイ）が必要な方について、地域の介護支援専門員等からの相談により、利用の調整等を行った。利用20件	B	定期的な周知活動に加え、更なる参加促進について取組を検討する。 特別短期生活介護事業については概ね緊急性のある相談に対して速やかな対応と、適切な施設への案内を行うことができたため。	高齢者を介護するご家族の方を対象に、在宅における介護の知識、介護技術等の向上に資する内容の教室を4回実施します。介護者同士で情報交換ができる場を提供し、介護者が孤立することなく住み慣れた地域で介護が続けられるよう家族介護継続支援事業を事業所に委託し実施します。 引き続き緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護する事業を継続するとともに、必要とする方が利用できるよう、介護支援専門員等と事業について共有を行う。また、近年事業利用についての相談が増えているため、受け入れ施設の増加についても調整を行っていく。
2-17	☆チームオレンジの整備（実施） ※本計画再掲	認知症サポーター等の支援者と認知症の人やその家族も参加し、生活面の早期からの支援を行う「チームオレンジ」設置に向けて、認知症カフェやイベント等の実施を通じて整備を図ります。	介護福祉課	令和6年度に新設する認知症カフェをチームオレンジとして整備し、令和7年度にはすべての各圏域に設置できるよう準備を進めます。	本町けやきの杜にて試行実施し、毎回ボランティアを中心として創意工夫された企画運営により実施した	B	認知症及びその家族等が自由に参加でき自主的に企画立案した内容で事業の趣旨に沿った内容で実施された。	市内各所で認知症カフェを開催し順次チームオレンジとして位置づけ事業の安定的運営を目指す。
2-19	やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援活動）の充実 ※本計画再掲	軽度の認知症状が見られるおおむね65歳以上の方等に対し、認知症についての研修を受けたボランティア（やすらぎ支援員）が自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	介護福祉課	軽度の認知症状が見られる高齢者に対し、ボランティアが自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	従来どおりの訪問と併せて、事務局からの電話による傾聴等を実施した。訪問回数48回（電話を含む。）また支援員の交流会を実施し、本事業の意義説明や情報交換を行った。	B	新型コロナウイルス感染症により定着しつつある電話等による傾聴も含めて支援を継続した。	軽度の認知症状が見られる高齢者に対し、ボランティアが自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図る。

第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 高齢者保健福祉施策に関する事業進捗状況評価表

基本目標3 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと人材育成

※ 「事業評価」の評価基準

・高齢者の権利が擁護され、地域で安心・安全に暮らし続けられるよう、地域で互いに支え合う人材育成や仕組みづくりを推進します。また、地域住民の支えあいや助け合いが自然に生まれる地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指します。

- A… ほぼ事業内容を達成した。
- B… 改善、検討を要する点はあるが、事業内容をある程度達成した。
- C… 事業内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。
- D… 未実施

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
基本施策(1) 地域づくりの推進								
1- ⑱	★地域の居場所に対する支援の推進 ※本計画再掲	生活支援コーディネーターを中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、また、認知症カフェについては認知症地域支援推進員と協力しながら、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援します。立ち上げに対しては活用可能な場所や類似の居場所に関する情報提供等を、活動継続に対しては市内の居場所の情報をまとめた冊子と圏域ごとに情報を地図に落とし込んだマップを交互に作成するとともに、情報を市ホームページにも掲載し、また、市民向け事業等あらゆる機会を通じて地域の居場所の周知の充実に取り組みます。高齢者や関係者に周知を行うとともに居場所間の交流活動への活用を図ります。 <計画期間の目標> 市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 185か所	介護福祉課	第2層生活支援コーディネーターを中心に通いの場等の活動状況等の把握を行い、居場所(通いの場)の再開、活動継続に向け支援します。 「地域とつながる応援マップ」の周知や実際の活用等について意見を集め、より良い活用につながるよう検討します。	第2層生活支援コーディネーターを中心に、第2層協議体を開催し、通いの場の活動を継続できる方法等について、住民主体で決めていく支援を行った。 地域の通いの場の紹介を、お元気サミットにて、活動者から発表してもらい、周知に努めた。 地域の居場所をまとめた「地域とつながる応援マップ」を作成し、様々な機会を通じて周知を行った。 掲載居場所数 186か所	A	お元気サミットでの発表の場では100人を超える来場があり、満足度も高いアンケート結果であったため。 地域の居場所掲載数が186か所に更新されたため。	引き続き、第2層生活支援コーディネーターを中心に居場所の活動継続に向け支援していく。 「地域とつながる応援ブック」等を活用し、様々な機会を通じて、地域の居場所の周知を行っていく。
2- ㉔	地域課題検討の協議の充実 ※本計画再掲	第1、2層生活支援協議体をそれぞれ開催します。 圏域レベルの地域ケア会議を兼ねる第2層協議体では、圏域で生じている課題に対して、関係する地域住民や介護事業所、商店会等の地域の社会資源と第2層生活支援コーディネーターを中心とした検討を行います。 第1層協議体では、第2層協議体での検討内容等を整理し、市全体で取り組むべき課題の整理等を図ります。	介護福祉課	第2層協議体を積極的に行い、第2層協議体から出てきた課題を整理し、第1層協議体として新たな課題解決に取り組みます。 また、課題として上がっている「高齢者におこりうるお金に関するお困りごと」の啓発を継続しながら、新たな地域課題の解決に向けて、検討内容の整理や啓発をしていきます。	第2層生活支援協議体で新たな課題として「孤立・孤独防止のための地域参加について」第1層生活支援協議体で検討し、地域参加のきっかけになるようお元気サミット等で通いの場の周知に努めた。継続課題であった「お金に関する困りごと」については、パンフレットによる普及啓発を行った。	A	概ね予定どおり事業実施できたため。	引き続き各圏域で第2層協議体を積極的に行い、第2層協議体から出てきた課題を整理し、第1層協議体として新たな課題解決に取り組む。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
2-⑦	生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進 ※本計画再掲	市及び各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが、個別相談や生活支援協議体を通じ、生活支援に関する担い手や居場所の不足などのニーズ、人材や活動可能場所などの地域資源の把握に努め、ニーズと地域資源のマッチングやネットワーク化を図ります。	介護福祉課	各包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと毎月の連絡会等で情報共有するとともに、第2層協議体から出てきた課題を整理し、必要な情報の見える化・地域資源の把握等を行います。	市と各地域包括支援センターに配置されている第2層生活支援コーディネーターで毎月連絡会を行い、地域資源の共有等を行った。	A	概ね予定どおり事業実施できたため。 引き続き市と各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターで連絡会を行い情報共有を行うとともに、必要な情報の見える等行っていく。	
基本施策(2) 高齢者の見守り支援の充実								
①	救急通報システム機器の貸与の継続	<p>【救急代理通報事業】 65歳以上のひとり暮らし、65歳以上高齢者のみ世帯の慢性疾患等で常時注意が必要な方に、ペンダント型の無線発報器を貸与し、緊急時における早期の安否確認、及び救急要請する事業を実施します。</p> <p>【住宅火災直接通報事業】 在宅の認知症高齢者に対して、火災を検知した際に直接消防署に通報するシステムを貸与し、早期の消火及び救助を行う事業を実施します。</p>	介護福祉課	<p>【救急代理通報事業】 65歳以上のひとり暮らし、65歳以上高齢者のみ世帯の慢性疾患等で常時注意が必要な方に、ペンダント型の無線発報器を貸与し、システムによる24時間見守りを行います。</p> <p>【住宅火災直接通報事業】 在宅の認知症高齢者に対して、火災を検知した際に直接消防署に通報するシステムを貸与し、早期の消火及び救助を行います。 なお、両事業とも、認知度向上に向け、包括支援センターとの連携、広報の工夫など、利用者及び家族への周知拡大に取り組みます。</p>	救急代理通報装置貸与件数：55件 住宅火災直接通報装置貸与件数：1件	A	<p>救急代理通報装置及び住宅火災直接通報装置を貸与することにより、健康に不安のある高齢者の在宅生活の維持に寄与した。</p> <p>【救急代理通報事業】 65歳以上のひとり暮らし、65歳以上高齢者のみ世帯の慢性疾患等で常時注意が必要な方に、ペンダント型の無線発報器を貸与し、システムによる24時間見守りを行う。</p> <p>【住宅火災直接通報事業】 在宅の認知症高齢者に対して、火災を検知した際に直接消防署に通報するシステムを貸与し、早期の消火及び救助を行う。 なお、両事業とも、認知度向上に向け、包括支援センターとの連携、広報の工夫など、利用者及び家族への周知拡大に取り組みます。</p>	
②	高齢者地域福祉ネットワーク事業の推進 ※他計画再掲	地域の相談役として市民の方と行政、関係機関との橋渡しの役割を担う民生委員・児童委員が、対象者本人の意思確認の上作成した、個人情報や家族の方の緊急連絡先等が記載された個人票をもとに、市が対象者の方の緊急連絡先を把握し、必要に応じて、関係機関等へ情報提供を行い、情報共有を図ることで、高齢者の方の実態把握や見守り、支援の協力体制をつくります。	地域福祉課・介護福祉課	<p>【地域福祉課】 引き続き、近隣関係者と協力し本人をめぐるネットワークを民生委員と構築し、見守り支援体制の整備を図ります。</p> <p>【介護福祉課】 訪問にて事業の周知を行うとともに、高齢者の実態把握を通して見守り支援体制の整備を図ります。</p>	近隣関係者と協力し本人をめぐるネットワークを民生委員と構築し、見守り支援体制の整備を図った。 民生委員の訪問による実態把握時に、ネットワーク事業の周知、高齢福祉の情報提供もを行い、地域の見守り支援体制整備を図った。	B B	<p>75歳及び80歳の1人暮らし世帯を訪問し、「高齢者福祉のしおり」等、高齢者福祉に関する資料を配布するとともに、地域の高齢者の実態調査を行った。</p> <p>事業継続に向けて、民生委員と調整していく必要があるため。</p>	75歳及び80歳の高齢者に福祉情報の提供民生委員の啓発をします。 民生委員の訪問による実態把握がスムーズに行えるよう必要な情報提供等を行う。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
③	★高齢者見守り支援事業の推進	ひと声訪問、友愛活動、高齢者福祉電話の貸与等により、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を実施します。 また、ICTを活用した見守り事業について、検討します。 <計画期間の目標> ひと声訪問新規申込件数 16件	介護福祉課	ひと声訪問、友愛活動、高齢者福祉電話の貸与等により、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を行う事業を実施します。 また、ICTを活用した見守り事業について、検討を行います。	ひと声訪問牛乳支給本数： 16,572本、119世帯 ひと声訪問新規申込件数：11件 友愛活動員：5人、利用者数：9人 福祉電話設置件数：10件	B	ひと声訪問の新規申込件数は目標値に達しなかったものの、友愛活動や高齢者福祉電話の貸与等、利用者のニーズに合わせたひとり暮らし高齢者等の見守り支援を行った。なお、ICTを活用した見守り事業については、事例調査及び実施に向けた検討を行ったものの、実施には至っていない。	ひと声訪問、友愛活動、高齢者福祉電話の貸与等により、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を行う事業を実施する。また、ICTを活用した見守り事業の検討を引き続き行います。
④	避難行動要支援者支援体制の充実 ※他計画再掲	災害時等に自力で避難することが困難で、家族の方等の支援を受けられない高齢者の方等を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成し、災害に備えた地域の協力的体制づくりのために必要な情報として、市の関係部署、消防署、民生委員・児童委員等関係機関と共有します。 また、避難行動要支援者の方に対して、地域の方に「支援者」となっていたいただき、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりをめざすためのモデル地区事業を実施しており、このモデル地区事業の推進を通じ、支援体制のさらなる充実を図り、個別避難計画策定につなげます。	地域福祉課	引き続き、新規で避難行動要支援者名簿の対象となる方に対して申請書等を送付するなど、支援体制の整備を図ります。 また、福祉避難所の管理運営の整備も図ります。	新規で避難行動要支援者名簿の対象となる方に対して申請書等を送付するなど、支援体制の整備を図った。 令和6年度より、新たに介護事業所と連携し、ケアマネジャーによる個別避難計画の策定を行った。 福祉避難所設置・運営マニュアルを改定し、管理運営の整備を図った。	B	個別避難計画の策定について新たな取組を実施し、福祉避難所の管理運営についてもマニュアル改定による整備を図ったため。	引き続き、個別避難計画の作成推進に向け、協力事業者への働きかけや、新たな作成方法の検討を行います。 福祉避難所については、施設ごとの管理運営体制の整備を図ります。
⑤	★事業者との連携による見守りの推進	地域から孤立しがちな高齢者が、安心して暮らせる地域社会の構築のために、民間事業者等と連携し、見守りが必要な高齢者の発見や安否確認に努めます。市内の商店等に協力を依頼し、見守り協定をより地域性の高いものにします。 また、既存の協定締結事業者への情報提供及び事業者間の情報交換等を目的に定期的に連絡会を開催します。 【主な締結事業者】 介護関連、金融機関、生協、ライフライン、小売、清掃、交通・運輸、配食、商店会、新聞販売同業組合、水道局、郵便局、浴場組合、社協、シルバー人材センター、老人クラブ連合会、その他自営等 <計画期間の目標> 協定事業者数（累計事業者数）80事業者	介護福祉課	民間事業者と協定締結を行い、民間事業者の協力による緩やかな見守り体制の構築を推進します。 また、協定締結事業者との連絡をとれるよう、「見守り通信」を作成し、発送します。	新規協定締結事業者数：2事業者 累計事業者数：78事業者 見守り通信の発行：1回	A	例年同様に民間業者と協定締結を行い、高齢者等の見守り体制の構築を行った。	民間事業者と協定締結を行い、民間事業者の協力による緩やかな見守り体制の構築を推進する。 また、協定締結事業者との連絡をとれるよう、「見守り通信」を作成し、発送する。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
2-②⑥	徘徊高齢者の探索事業の継続 ※本計画再掲	認知症の方の身元不明等の事故を防止するとともに、その家族等の精神的負担の軽減を図るため、位置情報が検知できる発信機の貸与等を実施します。また、靴にGPS発信機を入れて利用できる専用の靴も引き続き対応します。さらに、市内商店会と連携し、行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発等に努め、地域における探索協力体制の強化を図ります。	介護福祉課	徘徊高齢者家族支援サービスを実施し、徘徊がある高齢者を介護する家族に対し、位置情報が検知できるGPS発信器を貸与します。 行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発、認知症高齢者の探索模擬訓練を継続的に実施します。	徘徊探索機器の貸与：10件 見守りシール利用者数：20人 探索模擬訓練：年3回	A	徘徊する高齢者を介護する家族のニーズに応え、徘徊探索機器の貸与に努めることができた。 見守りシール事業も、着実にアプリダウンロード者数が増えており、普及啓発が進んでいる。	徘徊高齢者家族支援サービスを実施し、徘徊がある高齢者を介護する家族に対し、位置情報が検知できるGPS発信器を貸与する。 行方不明高齢者探索協力支援アプリの普及啓発、認知症高齢者の探索模擬訓練を継続的に実施する。
2-②⑦	生活支援コーディネーターの配置による体制整備の推進 ※本計画再掲	市及び各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターが、個別相談や生活支援協議体を通じ、生活支援に関する担い手や居場所の不足などのニーズ、人材や活動可能場所などの地域資源の把握に努め、ニーズと地域資源のマッチングやネットワーク化を図ります。	介護福祉課	各包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと毎月の連絡会等で情報共有するとともに、第2層協議体から出てきた課題を整理し、必要な情報の見える化・地域資源の把握等を行います。	市と各地域包括支援センターに配置されている第2層生活支援コーディネーターで毎月連絡会を行い、地域資源の共有等を行った。	A	概ね予定どおり事業実施できたため。	引き続き市と各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターで連絡会を行い情報共有を行うとともに、必要な情報の見える等行っていく。
⑥	☆災害時に備えた介護サービス事業者との連携（実施）	災害の発生時に、災害時協定等に基づいて利用者の安否確認等が円滑に行われるよう、連携に必要な体制整備を図ります。	介護福祉課	災害時協定等に基づき、発災時の安否確認や避難誘導などを実施する上での具体的な取組を小金井市介護事業者連絡会と協議します。	小金井市介護事業者連絡会や各介護サービス事業者と定期的に情報共有を行ったほか、災害時協定未加入事業所に対しては協定の説明を行い、体制の整備を行った。 令和6年8月の台風接近時において、本協定に基づき事業所経由で安否確認を実施した。	A	事業所への周知を進められたほか、実際に安否確認を実施することで、事業所及び市内の連携方法の確認ができたため。	災害時協定等に基づき、発災時の安否確認や避難誘導などを実施する上での具体的な取組を小金井市介護事業者連絡会と協議します。
基本施策(3) 権利擁護の推進								
⑦	★消費者被害の未然防止の推進	高齢者及び高齢者の周囲の方（見守り協力者）向けに消費者講座を開催し、悪質商法の最新手口や対処法についての周知や注意喚起を行います。また、地域包括支援センター、介護サービス事業所、市介護福祉課及び消費生活相談室等の関係機関が協力体制を構築し、高齢者の消費者被害防止を図ります。 <計画期間の目標> 講座参加者数 1,205人	【介護福祉課】 高齢者等が集まる機会等を活用し、周知啓発や注意喚起を行います。	介護福祉課で実施する事業の際に周知を行った。また、地域包括支援センター公式LINEで周知啓発や注意喚起を行った。	A	概ね予定通り事業実施できたため。	経済課、地域包括支援センターと連携し高齢者が集まる機会等に周知啓発や注意喚起を行っていく。	
			【経済課】 引き続き高齢者の集まるイベントや集会で啓発を行い、講座も実施していく。またICTを活用した啓発も検討していきます。	高齢者向け消費者被害をテーマにした講座を14回（参加者1,756人）実施した。一部の講座では、開催の様子を録画し、アーカイブ配信を行った。	A	計画期間の目標参加者数を達成することができた。また、高齢者が集まるイベントや講座で消費者被害の未然防止の啓発を行い、消費者トラブルの事例と共に相談室の案内を周知することができた。アーカイブ配信では、より多くの方に講座を受講してもらったことができた。	令和7年度の事業を継続して実施していく。	

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑧	福祉サービス苦情調整委員制度の継続 ※他計画再掲	福祉サービスに対する市民の方からの苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上をめざすことを目的として設置された福祉オンブズマン制度について周知を図ります。	地域福祉課	引き続き、市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを市内各施設に設置し、周知を図ります。	市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを作成し、市内各施設に設置し周知を行った。	A	苦情相談等の件数は7件。事務局が対応して委員への相談に至らなかった件数は28件。委員の丁寧な対応と適切なアドバイスにより、多くは相談者の納得を得られている。	引き続き、福祉オンブズマン制度について周知を図ります
⑨	権利擁護センター利用の継続 ※他計画再掲	権利や財産を守ること等を目的とし、認知症高齢者の方や要介護高齢者の方等で判断能力に不安のある方に対し、成年後見制度推進事業や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を行っている権利擁護センターの利用の推進を図ります。	地域福祉課	判断能力が不十分な方に権利や財産を守ること等を目的として地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度を継続実施し、その方々の意思決定等を支援します。また、権利擁護に関する相談を中心に、市民後見人の養成や成年後見人を取り巻く環境の改善のためのネットワークの構築、市民に広く成年後見制度等を知っていただくための講演会などを企画実施します。	生活保護受給者が金銭管理等の支援が必要な場合は、権利擁護センターを紹介し利用につなげた。受給者がセンターを利用している場合は、その受給者についてセンター職員と情報交換をし、協力して支援を行った。成年後見制度の利用が必要となった方の状況確認や、今後の方向性についてセンター職員や他課と連携し、支援の方策を検討した。 認知症のある高齢者や要介護高齢者の相談業務を行い、日常生活自立支援事業の利用へつなげた。特に成年後見制度を必要とする認知症高齢者や虐待高齢者に対し、必要に応じて、権利擁護センターの持つ機能を紹介し、利用につなげることができ、より連携した対応が可能になった。	A	市と権利擁護センターで、日常的に密に連携を取り、協力して支援を行った。 市民に対し必要な情報提供ができ、適切に権利擁護センターとの連携協力体制ができた。	判断能力が不十分な方に権利や財産を守ること等を目的として地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度を継続実施し、その方々の意思決定等を支援します。また、権利擁護に関する相談を中心に、市民後見人の養成や成年後見人を取り巻く環境の改善のためのネットワークの構築、市民に広く成年後見制度等を知っていただくための講演会などを企画実施します。
⑩	★高齢者虐待防止対策の継続	高齢者虐待事例について「小金井市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき適切に対応できるよう、市や地域包括支援センターで虐待対応に関する理解を深めるとともに、関係機関等と連携し高齢者に対する支援体制を整備します。また、市民や介護サービス事業者等に対しても、高齢者虐待についての啓発や虐待対応窓口の周知を図ります。 <計画期間の目標> 市・地域包括支援センターの高齢者虐待に係る研修実施回数 4回	介護福祉課	高齢者虐待に関する理解を深め、適切な対応ができるよう事例検討会を行います。（年4回） 様々な機会を活用し、高齢者虐待についての啓発や虐待対応窓口の周知を行います。	高齢者虐待について適切な対応ができるよう事例検討会を年4回行った。また、高齢者虐待についての啓発や虐待対応窓口の周知を行った。	A	概ね予定どおり事業実施できたため。	高齢者虐待に関する理解を深め、適切な対応ができるよう事例検討会を行う。（年4回）また、市民や介護サービス事業者等に対しても、高齢者虐待についての啓発や虐待対応窓口の周知を図る。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
基本施策(4) 人材育成・確保の推進								
1-①	さくら体操の推進 ※本計画再掲	新型コロナウイルス感染対策のため、管理会場の定員の見直しを行い密にならない形でいきます。また、医療・福祉の専門職が管理運営を行い、グループ支援や参加者評価等を通して、参加者の介護予防や自立支援を図ります。完全自主会場については新型コロナウイルス感染対策により、介護事業所等使用できない会場が多いため、身近な所で少人数実施できる体制を推進していきます。地域包括支援センターの職員が立ち上げ・継続支援を行うとともに、市内のリハビリテーション専門職が会場を巡回し、助言・指導を行い、参加者の介護予防を図ります。 介護予防の取り組みが多様化しているため、他の介護予防施策と連動させながら介護予防を推進していきます。 <計画期間の目標> さくら体操の会場数 55会場 さくら体操の延参加者数 6,600人 新規介護予防リーダー養成者数 年間15人	介護福祉課	管理会場においては管理委託の通所介護事業所・地域包括支援センターと連携し、毎月1回ミニ講座を行うとともに、年に1回体力測定等を行います。また、完全自主会場については市内のリハビリテーション専門職の協力を得て、各会場を巡回し、介護予防に関する助言・相談等を行い、参加者の介護予防を図ります。介護予防ボランティア養成講座を開催し介護予防リーダーの育成、さくら体操各会場への配置を調整します。地域包括支援センターを中心に、身近な所で少人数実施できる完全自主会場（自主グループ）立ち上げ支援を行います。	管理会場は管理委託事業所のリハ職が巡回し、毎月ミニ講座を行い、参加者へ介護予防・フレイル予防のための普及啓発も行った。また、年に1回体力測定を実施し、個別に結果説明と助言を行い、参加者の介護予防を図った。完全自主会場については、市内のリハ職の協力を得て各会場を巡回し、介護予防に関する普及啓発と相談・助言を行った。また、完全自主グループが新たに立ち上がった。 さくら体操会場数 48会場 さくら体操の延参加者数 6,255人 新規介護予防リーダー養成者数 14人	B	目標に向けて着実に推進できているが、達成したとはいえないため。	管理会場においては管理委託の通所介護事業所・地域包括支援センターと連携し、毎月1回ミニ講座を行うとともに、年に1回体力測定等を行います。また、完全自主会場については市内のリハビリテーション専門職の協力を得て、各会場を巡回し、介護予防に関する助言・相談等を行い、参加者の介護予防を図ります。介護予防ボランティア養成講座を開催し介護予防リーダーの育成、さくら体操各会場への配置を調整します。地域包括支援センターを中心に、身近な所で少人数実施できる完全自主会場（自主グループ）立ち上げ支援を行います。
⑪	ボランティアセンターでの活動支援の継続 ※他計画再掲	社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターに関する情報提供、活動支援を行います。	地域福祉課	各種ボランティア養成講座（地域福祉ファシリテーター養成講座、精神保健福祉ボランティア養成講座、音楽療法ボランティア養成講座）の開催、ボランティアに関する相談支援、広報紙による情報発信、市民活動助成金の事業等を行います。	各種ボランティア養成講座（精神保健福祉ボランティア養成講座、音楽療法ボランティア養成講座）の開催、ボランティアに関する相談支援、広報紙による情報発信、市民活動助成金の事業を行った。	A	各種講座については、対面での開催を主とし、講座内容に応じてハイブリッド方式を導入する等、開催方法について見直しを図ることが出来た。	各種ボランティア養成講座（地域福祉ファシリテーター養成講座、精神保健福祉ボランティア養成講座、音楽療法ボランティア養成講座）の開催、ボランティアに関する相談支援、広報紙による情報発信、市民活動助成金の事業等を行います。
⑫	★介護支援ボランティアポイント事業の推進	65歳以上の元気な高齢者を対象にボランティア活動を通じて、自身の健康増進、介護予防及び社会参加活動を推進するための介護支援ボランティアポイント事業について、より多くの方に登録・活動してもらえるよう、受入れ事業所の増加、活動内容の拡充を図るとともに、受入れ状況等について登録者への周知も行います。 <計画期間の目標> 有効登録者数 270人 参加事業所数 45か所	介護福祉課	登録ボランティアの増加のため、登録機会と周知を兼ねて、登録会等を実施します。また、活動先の増加のため、新型コロナウイルス感染症の影響で休止・縮小している事業所に対し、受け入れ再開等の依頼を行うとともに、チームオレンジに協力するボランティアに対し、ポイントを付与できるよう整備します。	ボランティアの募集活動として、登録会を4回実施した。チームオレンジに協力するボランティアに対し、ポイントを付与できるよう整備した。ボランティアの受け入れ再開に向けた事業所からのヒアリングを行った。 有効登録者数 221人 参加事業所数 38か所	B	目標の有効登録者数に達してはいないが、東小金井駅高架下等高齢者の身近な場所で登録会を行う工夫を行った。	ボランティアと受入れ事業所との意見交換会の開催や受入れ事業所紹介の配布等により未活動者を活動につなげていく。また、登録ボランティアの増加のため、登録機会と周知を兼ねて、登録会等を引き続き実施します。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和6年度			令和7年度	
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
⑬	★介護職員宿舎借上支援事業の継続	介護職員等の人材確保及び定着の支援や、災害時における対応力の強化のため、市内の地域密着型サービス事業所等に対して、介護職員の宿舎借り上げに要する費用の補助を行います。 <計画期間の目標> 対象戸数 12戸	介護福祉課	対象事業所へ事業の周知を行い、人材確保の観点から補助制度の利用を促進します。また、補助制度の拡充を検討します。	補助対象年数や対象者の要件拡充を行い、事業所への更なる制度周知を進め、補助を実施した。 <計画期間の実績> 対象戸数 14戸	A	要件拡充の実施とともに、一定の制度周知の上、補助対象戸数の目標を達成したため。	介護人材確保等の観点から補助制度を継続して実施するとともに、利用促進のため事業所へ事業の周知を行います。
⑭	★介護分野への就労支援の継続	介護人材確保のため、ハローワークとの共催による就職面接会を実施します。また、介護職員初任者研修については、受講料を助成するとともに同研修を実施したうえで、市内での就労へつなぐため、介護事業者連絡会と連携して情報提供等を行い、訪問介護職員等の介護人材の確保に取り組みます。 <計画期間の目標> 介護職員初任者研修受講料助成件数 3件 介護職員初任者研修受講者数 15人	介護福祉課	介護職員初任者研修を実施するとともに、初任者研修から、実務者研修、介護福祉士資格まで補助対象を拡大した介護資格取得費補助を行います。	【就職面接会実施】 ハローワークとの共催による就職面接会を実施した。 【介護職員初任者研修実施】 令和7年1月から3月にかけて実施した。(受講者及び修了者5名) 【介護資格取得費補助】 初任者研修 2件 実務者研修 2件 介護福祉士資格 1件	B	就職面接会には6名の応募があり、うち3名が採用された。 拡充した 介護資格取得費補助に関して、各補助の申請があった。研修実施に関しては、受講者数が伸び悩むものの、市内介護事業所への就労へつながるきっかけとなった。今後、受講者数、補助申請件数の増加を目指し、さらなる周知・検討が必要である。	引き続き、介護職員初任者研修を実施するとともに、介護資格取得費補助を行います。
⑮	介護サービス事業者振興事業等の推進	介護事業所が運営基準を遵守しているか確認するため、指導検査を行い、運営に関する助言等を行います。また、福祉サービス第三者評価の勧奨や、事業者連絡会及び市内介護支援専門員へ研修費の補助を実施し、質の高いサービス提供への支援を行います。	介護福祉課	事業所の指定有効期限を迎える事業所に対して、指導検査を実施します。また、福祉サービス第三者評価の受審を勧奨する際、あわせて受審費の補助制度の案内を行う他、介護事業者連絡会と連携し、研修を開催して支援します。	事業所の指定有効期限を迎える全対象事業所(地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援)の指導検査を実施し、運営基準に従った指導を実施した。また、事業所へ福祉サービス第三者評価の受審を勧奨する際、受審費の補助制度の案内を実施した他、事業所向けに研修を年2回実施した。	A	指導検査の実施や第三者評価の推進を図り、質の高いサービス提供への支援を実施できたため。また、事業所より希望のあった研修を開催することでできたため。	事業所の指定有効期限を迎える事業所に対して、指導検査を実施します。また、福祉サービス第三者評価の受審を勧奨する際、あわせて受審費の補助制度の案内を行います。
⑯	☆ケアマネジャーへの支援の実施	ケアマネジャーへの支援については、①受給者が真に必要なサービスの確保を図るための資質の向上②事務量の削減③支援体制の構築を中心に実施します。①はケアプラン点検やケアマネジメントに関する研修の実施、②は指定申請等に関する電子化の推進、ICTの導入・活用に関する情報の周知徹底等、③は処遇困難ケースへの助言、高齢者虐待対応研修及び地域包括支援センターとの定例的な連絡会を通じて支援を行います。 <計画期間の目標> ケアプラン点検 45件 ケアプランの質の向上に係る研修実施回数 2回	介護福祉課	居宅介護支援事業所に対する指導検査の際、運営基準の順守に加え、より利用者の状況に合ったケアプラン作成となるような助言を行うため、市内主任ケアマネジャーを活用したケアプラン点検を実施することを検討します。また、ケアマネジャーの負担軽減に資するためのICTを活用した手法(指定申請の電子化、ケアプランデータ連携システム等)について引き続き周知を行う他、地域包括支援センターと連携し、ケアマネジャーのニーズに応じた研修内容の設定や、支援体制の構築を図ります。	ケアプラン点検について、主任ケアマネジャーに講師を依頼し、指導検査に合わせて実施した。また、ケアマネジャーの負担軽減に資するためのICTを活用した手法(指定申請の電子化、ケアプランデータ連携システム等)について随時周知を実施し、導入を促進した。 <計画期間の目標> ケアプラン点検 74件 ケアプランの質の向上に係る研修実施回数 2回	B	主任ケアマネジャーと連携し、ケアプラン点検を実施したことで、より高齢者の本人らしさを追い求める観点での点検を実施できた。引き続き主任ケアマネジャーとの連携体制の構築を推進する。ケアマネジャーの負担軽減に資するためのICTを活用した手法についても一定の周知を実施できた。	居宅介護支援事業所に対する指導検査の際、運営基準の順守に加え、より利用者の状況に合ったケアプラン作成となるような助言を行うため、市内主任ケアマネジャーを活用したケアプラン点検を継続します。また、ケアマネジャーの負担軽減に資するため、特にケアプランデータ連携システムについて具体的な導入支援を行うとともに、地域包括支援センターと連携し、ケアマネジャーのニーズに応じた研修内容の設定や、支援体制の構築を図ります。